

## 端野の消防(その2)

### 分村と新しい消防組の結成

大正一〇(一九二一)年四月一日、野付牛町から端野村が分村独立しました。

新しい端野村となり、消防組織の強化が強く求められる中、同一三(一九二四)年三月一〇日、緋牛内地区に「緋牛内火災予防組合」が結成されました。この組織は、火災の予防と警戒のため地域住民全戸で構成する組織で各戸に蔦とズツクの水囊を備え万一に処するほか提灯や印半纏しるしはんてんを用意し毎月一〇日・一五日に全戸の巡視を行い、不備な点があれば指摘し予防の万全を図る活動を行ってきました。二年後の同一五(一九二六)年五月には新たに「私設緋牛内消防組」が結成され、この火災予防組合は、消防後援会的な役割を担いました。

新しい緋牛内消防組は、組頭他三九名の組員で構成し、地区内の方々からの寄附により、腕用ポンプ一台の外附属器具・被服等消防組番屋を建設し発足を見ました。以来、警察署や村役場、地元緋牛内部落会等との連携を密にし部落住民の安全、安心のための活動に取り組んできました。

また、同一五年二月二二日、端野村二区(旧屯田兵村二区)においても、「端野村二区火災予防組合」が設立されました。この組合は、火災予防思想の啓発徹底と夜警、巡視のための自主組織でした。

しかし、翌昭和二(一九二七)年三月、地区内住民の寄附により腕用ポンプ他器具等を整備し、「私設端野二区消防組」に発展・改組されました。

この火災予防組合、消防組に関する資料がなく詳細については不明ですが、西川政吉氏(昭和一五年六月端野消防団長に就任)が記した「端野警防団沿革史」に、次のように記されています。

#### ◆端野中央消防組(二区)

大正一五年二月二二日、火災予防組合ノ設置ヲ見。斉藤伊兵衛組合長トナリ施設ノ充実を図リ之ヲ私設消防組ニ改組。氏ハ組頭ニ就任定数五拾ヲ以テ組織シ、昭和二年三月藁口豊吉氏二代組長ヲ継ギ昭和三年四月一日之ヲ公設消防組トシ、定数四五名デアツタ。

### 公設消防組の設置

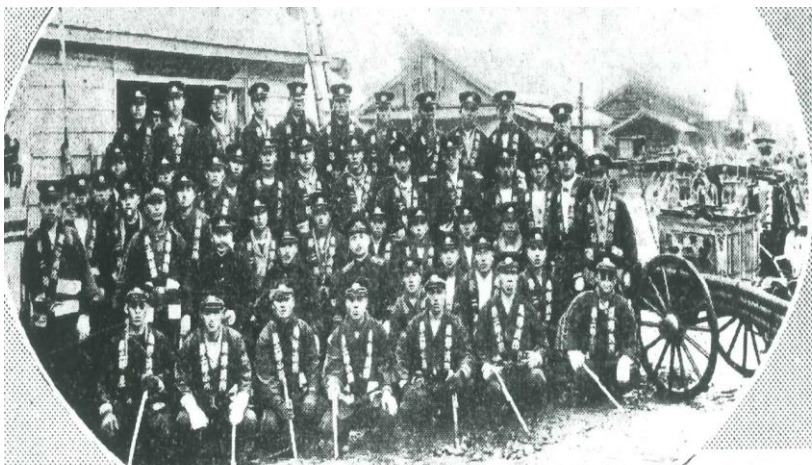
私設端野第一消防組・私設二区消防組・私設緋牛内消防組と村内に三消防組が結成されましたが、組織の充実のためには公設の消防組(市町村が運営管理をする消防組)にするべきとの機運がたかまりました。

この機運を受け端野村会は、大正一五(一九二六)年八月八日、端野村一円を区域とする「公設消防組ノ設置ノ件」、具体的には私設端野第一消防組と私設緋牛内消防組を合併し「公設端野消防組」を議決し、北海道庁に進達しました。

昭和二(一九二七)年三月三日、道庁令第一〇号をもって告示、端野村で初めて公設消防組が誕生しました。

公設端野消防組の編成は二部制で、旧施設緋牛内消防組を第一部とし、旧端野第一消防組を二部とし、組長に和田辰之助氏のほか、各部に部長と小頭三名を置くこととし、第一部は部長外三九名、第二部は部長外四一名の編成でした。

また、同年四月一日、私設端野二区消防組が、藁口豊吉組長以下四五名による公設端野中央消防組として誕生しました。



▲端野中央消防組(昭和2年ころ)

## 公設消防組の分離

公設端野消防組を設置する際に、端野第一消防組（一区）と緋牛内消防組を合併し「端野消防組」とした経緯については定かではありませんが、当時、消防業務は警察の治安行政に一環として行う事となっており、警察署長が指揮命令する組織の消防組でした。

分村当時は、野付牛警察署端野巡查駐在所がその任に当たっていましたが大正二一（一九二二）年四月、野付牛警察署緋牛内巡查駐在所が設置され、一区地区は緋牛内駐在所管轄に入っていたため、緋牛内消防組と合併することが指揮命令が統一されるからであったと思われます。

しかし、訓練や非常時における出動に際しての連絡、連携の不徹底や消防業務を遂行していくために不合理な事例が多く見られるようになりました。

このような中、昭和七（一九三二）年八月、端野消防組第二部では臨時総会を開催し、第一部と第二部を分離し、新たな消防組とすることを決議し、村会や村役場に提出しました。この決議を受け端野村会は、同八（一九三三）年二月、「消防組織変更二関スル意見書ノ研」の議決をし、これにともない同年四月一日、公設端野第一消防組と公設緋牛内消防組みにそれぞれ分離独立しました。

このような経緯を踏まえ端野村の公設消防組は三消防組となり、戦時体制下の防護団、警防団に改組されるまで、村民の安全と安心の確保のため活動を継続しました。



▲緋牛内消防組（昭和10年ころ）

## 消防組の経費について

私設消防組時代には公的支援がなく、消防組の機械や器具、私設の整備から訓練や災害時の出動に要する経費の全てが、消防組を設

置した地域住民の負担で賄われていました。公設端野第一消防組の大正三（一九一四）年からの金銭出納簿が現存しており、私設消防時代と公設消防組時代の維持管理や活動に要した会費等について、その概要を記します。

◆大正三年度清算書（私設消防時代）	
受入額	二五一円五五銭
内訳	繰越金 八七銭五厘
	寄附金 四四円八〇銭
	一区部落ヨリ 一一五円
	一時借入金 一三円二銭
	機器払下代 七円五〇銭
	借入金 八〇円二四銭
支出額	二三〇円八八銭五厘
内訳	借入金元利支払 九九円八六銭
	器具費 六一円八四銭五厘
	賄費及雑費 六九円一八銭
	差引残高 二〇円六六銭五厘

◆昭和四年収支決算書（公設消防時代）	
収入ノ部	三九九円六六銭
差引残額	五〇円三五銭五厘
支出ノ部	三四九円三五銭五厘

\*この収入のうち村からの助成金等（出動手当も含み）一九〇円。

公設消防になってからは、火災や災害時及び訓練や警備等に出動した実態に応じた手当の支給（予算の範囲内）や機械器具等の購入費の補助、施設の修理費、被服の更新に要する一部助成があり、私設消防時代よりも地域住民の負担は相当軽減されましたが、総経費の三〜四割近くは地域住民の負担であり、この負担を当然のこととして受入れる根底には「我が村は我々が守る」という、消防団員としての自立への自負と誇りがあったからこそであります。